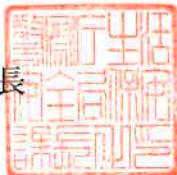


警察庁丁保発第57号
令和3年6月8日

一般社団法人

日本火薬銃砲商組合連合会 会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



獵銃等販売事業者における獵銃等の強奪等防止対策について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年6月5日、福島県郡山市の獵銃等販売店において、同店従業員が頭部や肩、背中を刃物で突き刺されるなどした事件が発生しました。同事件においては、獵銃等が盗まれる被害はなかったものの、仮に獵銃等が強奪された場合には、更なる被害を生むおそれがあります。

本年7月からは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定であります。獵銃等が強奪等された場合には、不測の事態の発生も懸念されるところです。

貴団体におかれましては、会員である獵銃等販売事業者に対し、下記のとおり、獵銃等の保管管理、来店者の出入りに対する監視方法等について再確認の上、銃砲及び火薬類の盗難・強奪防止について御指導を改めて徹底していただきますようお願い致します。

記

- 1 獵銃等販売事業者における銃砲及び火薬類の保管設備、保安体制等を再点検し、武器等製造法施行規則や「獵銃等の保安管理に関する規約」等に則った適切な銃砲及び火薬類の盗難・強奪防止策を講じること。
- 2 客を装い強奪等目的の者が来店する可能性があることも念頭に置き、来店者と十分な間合いをとるとともに、相手の指先を確認し携行物品の把握を徹底するなど、常に相手の動向を注視すること。
- 3 不審な電話、不審者の立ち回り事案が発生した場合には、直ちに警察へ届け出ること。